

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
健康医療部 健康推進室	旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものが2件あった。					検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 【大阪府財務規則の運用】 第 47 条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	東京都	令和 6 年 4 月 9 日	29, 192 円	令和 6 年 5 月 16 日	
	B	東京都	令和 6 年 4 月 9 日	29, 400 円	令和 6 年 5 月 16 日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月5日から同月19日まで）